

公益財団法人日本サッカー協会  
2026年度 第5回理事会

2026年4月16日

決議事項

1. 各種規則改正の件

(決議) 資料1

2026年3月29日開催の定時評議員会および2026年度第4回理事会において新理事職と事務総長、副事務総長が承認されたこと、ならびに事務局体制の見直しと人事制度の改定を実施したことを踏まえ、当該体制に基づいて適切に運用するため、以下の規則を改正したい。

(1) 理事会運営規則

■改正の内容（報告）

改正前：第12条 会長及び専務理事は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

改正後：第12条 会長、専務理事及び業務執行理事は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(2) 理事及び監事の職務権限規則

■改正の内容

改正前：（理事会で選定された業務執行理事）

第10条（削除）

改正後：（専務理事以外の業務執行理事）

第10条 定款第25条第5項に基づき理事会の決議によって選定された理事の職務権限は、次のとおりとする。

(1) 理事会が定める担当業務を分掌し、執行する。

(2) 3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(3) 政策会議組織運営規則

■改正の内容（政策会議の構成及び権限）

改正前：第3条 政策会議は、会長、専務理事、事務総長で構成する。なお、会長は案件ごとに、技術委員会、女子委員会及び審判委員会の3委員長並びに理事及び事務局の責任者等を指名して、政策会議に出席させることができる。

改正後：第3条 政策会議は、会長、専務理事、業務執行理事、事務総長、副事務総長で構成する。なお、会長は案件ごとに、技術委員会、女子委員会及び審判委員会の3委員長並びに理事及び事務局の責任者等を指名して、政策会議に出席させることができる。

(4) 事務局組織運営規則

■改正の内容（職員の任免と職務）

改正前：第7条 -2 役職の任命については、原則以下のとおりとする。

(1) 本部長は、経営・専門職Ⅱ以上の資格保有者の中から任命することができる。

(2) 部長は、経営・専門職Ⅰ以上の資格保有者の中から任命することができる。

(3) 副部長は、経営・専門職Ⅰ以上の資格保有者の中から任命することができる。

(4) グループ長は、経営・専門職Ⅰ以上の資格保有者の中から任命することができる。

改正後：第7条 -2 役職の任命については、原則として、経営職または専門職の等級にある者の中から行うものとする。

■参考

- (1)「理事会運営規則」第15条に基づき、理事会決議
- (2)「理事及び監事の職務権限規則」第14条に基づき、理事会決議
- (3)「政策会議組織運営規則」第5条に基づき、理事会決議
- (4)「事務局組織運営規則」第8条に基づき、理事会決議

## 2. 各種委員会 委員選任の件

### (決議) 資料2

各種委員会の委員を資料の通り選任したい。

※女子委員会、法務委員会、競技会委員会、コンプライアンス委員会については、次回の理事会に付議する予定。

■参考

「各種委員会組織運営規則」第4条第2項に基づき、理事会決議

## 3. サステナビリティ・リスペクト委員会 部会設置の件

### (決議) 資料3

資料の通り、サステナビリティ・リスペクト委員会に部会を設置したい。

■参考

「各種委員会組織運営規則」第10条に基づき、理事会決議